

水辺を守り育てる

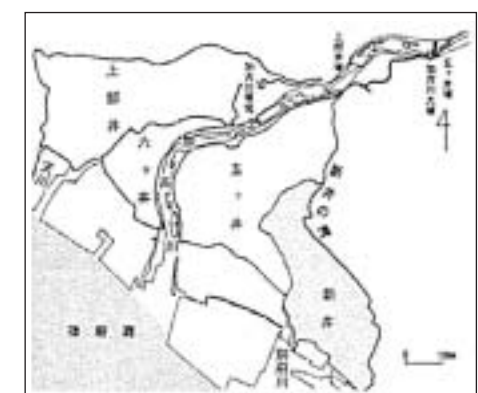
気持ちいい水辺をつくるために

【今里傳兵衛さんの経歴】

- 1610 古宮で誕生
- 1628 父重執の死にともない、跡をついで古宮組大庄屋になる
- 1654 日照りが続きひどい干ばつ
- 1655 新井用水の計画
- 1656 新井用水の完成
- 1659 死去



いまざとでんべい
今里傳兵衛さん



歴史ある水の流れは今

昔々、今里村（古宮）はひどい日照りが続き、水不足のために稲が育たず、食べるものがなくて村人は苦しんでいました。そこで、村の庄屋、傳兵衛さんは多くの人々と力を合わせ、加古川から大池まで全長14kmの水路を掘る大工事を行いました。完成した新井水路は、日照り続きでも枯れない豊かな水を大池に運び、村の多くの人の命を救いました。



人の集まる憩いの水辺へ

水際で小さな生き物と出会う。渡り鳥を数えながら、池の周りでジョギング。「ここにちは」と言葉を交わしながらのウォーキング。堤防で腰をおろして、おしゃべりに花を咲かせる。水面を眺めてぼんやり過ごす。

ところが今、新井水路と大池をつなぐ水門を開けることができません。新井水路の終点あたりの水が、ひどく汚れているのです。水門を開けると、腐食した有機質をたくさん含んだ水が大池の水質まで悪化させてしまう恐れがあるのです。

今の新井用水 昭和30年ごろ、全水路コンクリート化の工事が行われました。



▲ため池の水管理セミナー
水利組合など管理者が多く集まり、7月30日（金）・8月13日（金）・8月24日（火）・8月31日（火）の4回に渡って、水質改善のための具体例を学ぶ研修会が開かれました。



何げない生活の一場面に水辺の風景がある。そんな気持ちいい水辺を作りたいと願って、様々な立場の人が集まって話し合い、学び合い、試行錯誤しながら動き始めています。

播磨町では地域に関わる人々が参画する仕組みをつくり、地域の大切な財産であるため池の保全・整備、管理・運営に取り組みます。（播磨町環境基本計画）

大池の淡水パールプロジェクト

昨年12月、大池にドブガイを放流しました。貝類は水を吸い込み、栄養分を吸収して吐き出します。富栄養化して濁った水を適度な透明な水に浄化する働きがあります。この働きを利用して、ため池の水を透明にしようという実践です。

淡水真珠をこ存じですか。琵琶湖ではイケチヨウガイを使って真珠を作っています。イケチヨウガイは東播磨のため池には生息していませんので、もともと生息しているドブガイを使って水質の浄化と同時に、淡水真珠づくりに挑戦しています。

【淡水真珠ができるまで】

- ①ドブガイの外套膜を小さく切り取ってピース（核）をつくる。



- ③母貝をため池に放流する。



- ②ピースを母貝の外套膜の内側に挿入します。



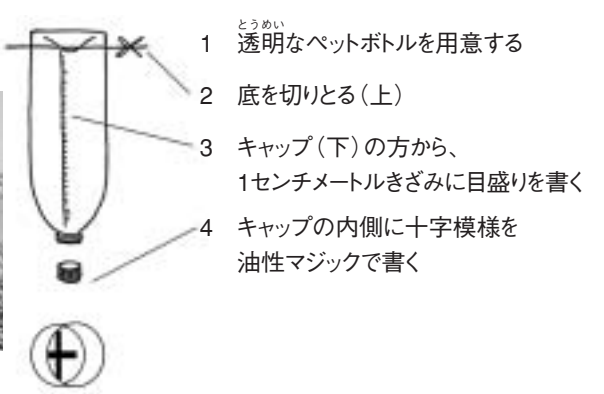
- ④2～3年たつと真珠ができる。



簡単！水の透視度調べ

簡単な「透視度計」を自分で作って、水の透視度を調べてみましょう。

【測り方】透視時計に水を入れ、キャップに書いた十字模様を上からはっきり見えるところまでキャップを緩めて水を抜き、目盛りを読み取る。数字が大きいほど水が透き通っていることを表しています。



播磨町「小さな環境拠点。ため池コミュニティ会議」4

「小さな環境拠点」ため池を、まちの憩いの場に育てるために、地域に関わる様々な人々が知恵を集めて、取り組みましょう。播磨町に残された貴重な自然であるため池を守りましょう。

- ▶日時 12月26日(日) 午後1時30分～4時 (受け付けは午後1時～)
- ▶場所 中央公民館
- ▶内容 各プログラムの総括発表会
- ▶対象 どなたでもご参加ください

- ▶主催 播磨町
- ▶共催 兵庫県東播磨県民局 兵庫県三木土地改良事務所
- ▶参加費 無料
- ▶問い合わせ 産業生活課 ☎0794 (35) 2364



▲大池

裁判員制度って何？ 私たちも選ばれるの？

裁判員制度 Q & A

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。

▶問い合わせ 神戸地方裁判所 ☎078 (341) 7521

Q. 裁判員制度って何？

A. 国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。



Q. 裁判員制度はいつから始まるの？

A. 5年以内に実施されることになっています。

Q. どんな人が裁判員になるの？

A. 20歳以上の国民の皆さんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続きにより選ばれた人たちです。

Q. 裁判員になることは辞退できないの？

A. 広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

Q. 裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないの？

A. 多くの裁判は、数日間で行われます。裁判所としても充実した裁判を行い、国民の皆さんの負担を軽くするように努力していきます。

Q. 仕事は休めるの？ 日当はもらえるの？

A. 裁判員の職務を行うために仕事を休んでも、雇用主は不利益な扱いをしてはならないと、法律で定められています。裁判所に来られた方には、交通費や日当などが支払われます。

詳しくは、裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> をご覧ください。

裁判員はこうして選ばれます

①裁判員候補者名簿を作ります

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

②事件ごとの裁判員候補者を選びます

事件ごとに①の名簿の中からさらに抽選でその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所に出ていただく日時などをお知らせします。

③裁判所で裁判員を選ぶための手続きが行われます

裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、事件について偏見を持っていないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。検察官や弁護人は、その質問の結果などをもとに裁判員候補者から除外されるべき人を指名することができます。双方4人まで理由を示さず、指名することができます。

④裁判員が選ばれます

除外されなかった裁判員候補者から、くじなどの方法で裁判員が選ばれます。

裁判員制度の対象となる事件

代表的なものをあげると、次のようなものがあります。

- 人を殺した場合（殺人）
- 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- 人にけがをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）
- 泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- 人の住む家に放火した場合（現住建築物等放火）
- 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
- 子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）

見て・聞いて・知って・歩いて 秋満喫!!

ため池ウォークと喜瀬川遊ing!!

秋の一日をため池めぐりと喜瀬川での川遊びを楽しみませんか？

播磨町に散在するため池で、野鳥観察、水生動物植物観察、水質検査など、ため池学習と喜瀬川での楽しい川遊びに興じた後にゴールを目指します。

▼日時 10月30日(土) 午前8時～12時30分(受け付け 午前8時～8時15分) 雨天決行

▼集合場所 中央公民館前

▼対象 どなたでも参加できます。

▼参加費 無料

▼申し込み・問い合わせ 10月12日(火)までに生涯学習課へお申し込みください。

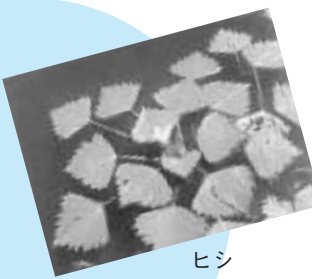
☎0794 (35) 05665



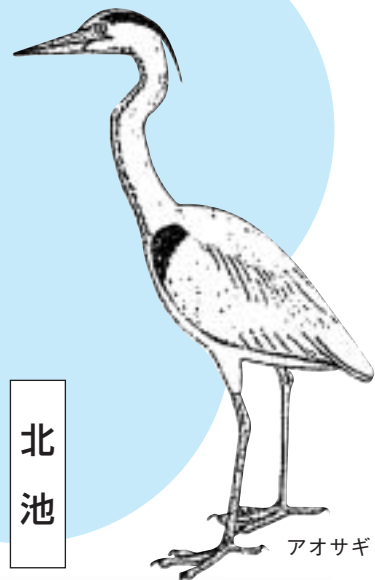
北池



ヒドリガモ (オス)

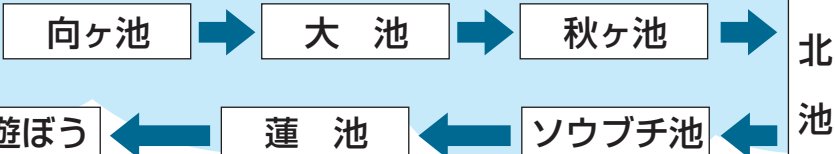


ヒシ



■コース 5.5km

中央公民館前
(スタート・ゴール)



マジカル・ファンタジカ

ふれあい芸術観賞会

☎0794 (35) 05665

▼対象 どなたでもお越しください。

※イリュージョンマジック…手品とサカスが一緒になって舞台から降りてきます。

※マジカルビジョン…映像と演劇のヒューマンタッチ感覚によるライブ

▼公演 マジカル・ファンタジカ

▼場所 総合体育館

▼日時 11月28日(日) 午後0時45分～3時15分

会場へは送迎バスを用意しています。入場無料。事前申し込みはおりません。たくさんのご参加をお待ちしています。

ご案内します。

芸術・文化の秋の行事として毎年子ども会主催で芸術観賞会を開催しています。今年も皆さまをイリュージョンマジックとマジカルビジョンの世界にご案内します。

